

平成29年7月10日

ゼネラルユニオン

委員長 テソラット・デニス 殿

学校法人樟蔭学園
理事長 森 眞太郎

回 答

平成29年6月29日（木）に行われた学校法人樟蔭学園とゼネラルユニオンにて開催された団体交渉の場において頂いた要求に関して下記のように回答をいたします。

1. 「6ヶ月の無給の休業に同意しなければ契約を更新しないと Stuart Hughes 組合員を脅し、同意するよう同組合員に圧力をかけることをやめること」との要求について

回答 : そのような事実はありません。

2. 「2018年4月に現契約と同一の労働条件で同組合員と無期雇用契約を結ぶこと」との要求について

回答 : 無期雇用契約を結ぶ予定はございません。

3. 労働契約法18・19条に基づく本人の希望選択に従い、無期雇用又は更新継続の契約を締結すること。無給クーリングオフや失業給付を強制しないこと。

回答 : そもそも Stuart Hughes 氏は、非常勤講師はであり、判例法理に照らし、労働契約法19条各号に該当しないものと思料いたします。また、労働契約法18条は、契約期間の通算した期間が5年を超える労働者に関する規定であり、やはり同氏には適用されないものと思料いたします。したがって、「無期雇用又は更新継続の契約を締結すること」との要求には応じられません。また、「無給クーリングオフや失業給付」を「強制」した事実はありません。

4. 時間外労働の法律要件である「全教職員の過半数以上代表選挙の投票」による労使時間外労働協定が存在せず、違法残業やサービス残業が放置されている。これらの法違反を含め、すべての労働法違反を即刻是正すること。

回答 : 貴組合の組合員に対し、時間外労働をさせた事実はなく、上記要求事項は、貴組合との団体交渉事項とは認められません。

5. 学内組合員および団体の構成、就業規則の届けに関して

回答 : 外部の組合にお伝えはできません。

6. 有期雇用非常勤職員就業規則に関して

回答 : Stuart Hughes 氏に就業規則の開示をいたします。

以上